

ヘルパーステーションえにし
運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社縁が開設するヘルパーステーションえにし(以下「ステーション」という。)が行う訪問介護の事業(以下「事業」という。)は、高齢者が要介護状態となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、ステーションの介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)による適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションが実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十五号)、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年大分県規則第五号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ヘルパーステーションえにし
- ② 所在地 大分県宇佐市大字東高家1099番4

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者兼 サービス提 供責任者	介護福祉士	—	1名	—	—	訪問介護員と兼務
訪問介護員	実務者研修修了者	2名	—	—	—	
訪問介護員	介護福祉士	—	—	1名	—	

(1) 管理者 介護福祉士1名(常勤職員、訪問介護員と兼務)

管理者は、ステーションの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 介護福祉士1名(常勤職員、訪問介護員と兼務)

サービス提供責任者は次号に定める業務を行う者とする。

- ① 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護の目標、該当目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成すること。

- ② 指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整をすること。
 - ③ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - ④ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - ⑤ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
 - ⑥ 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - ⑦ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - ⑧ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - ⑨ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - ⑩ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。
- (3) 訪問介護員等 訪問介護員2.5名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、24時間連絡可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容)

第6条 ステーションで行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ① 排泄・食事介助
 - ② 清拭・入浴・身体整容
 - ③ 体位変換
 - ④ 移動・移乗介助、外出介助
 - ⑤ その他の必要な身体介護
- (3) 生活援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ その他必要な家事

(利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり20円

3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

4 指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する

旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、宇佐市、豊後高田市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理に関する事項)

第10条 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 ステーションは、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 ステーションは、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 ステーションが得た利用者の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待を防止するための委員会の設置
- (3) 虐待を防止するための責任者の設置
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第13条 ステーションは、従業員の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする

- (1)採用時研修 採用後6カ月以内
 - (2)虐待防止に関する研修 年1回
 - (3)権利擁護に関する研修 年1回
 - (4)認知症ケアに関する研修 年1回
 - (5)介護予防に関する研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者、又は、その家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 ステーションは指定訪問介護に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定訪問介護を提供した日をいう。)から最低5年間は保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社縁とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和6年12月1日から施行する。